

山梨税務署からのお知らせ

令和5年
5月号



【発行】〒405-8585 山梨市上神内川 738
山梨税務署 ☎0553-22-1411 (代表)

税務署へのお問い合わせは、左の代表番号におかけいただいた後、自動音声案内にしたがって「2」(税務署)を選択して、交換手に内線番号をお伝えください。

消費税のインボイス制度説明会等の御案内

説明会は、個人・法人事業者の区別なく参加できますが、事前予約制とさせていただきますので、開催日の前日の17:00までに連絡先へ事前予約をお願いします。

なお、事前予約は、定員に達した時点で受付を終了させていただきますので、あらかじめ御了承ください。

また、説明会終了後にインボイス制度のご不明点につきましては、個別に伺う時間を設けております。

開催日	説明会名	時間	開催場所	定員	事前予約連絡先
5月9日(火)	インボイス説明会	13:30~14:30	山梨法人会館 山梨市中村 834-5	各回 20名	山梨税務署 法人課税第1部門 0553-22-1411
5月17日(水)	インボイス説明会	13:30~14:30			
5月25日(木)	インボイス説明会	13:30~14:30			
5月30日(火)	インボイス説明会	13:30~14:30			

※ 連絡先は 山梨税務署 法人課税第1部門 です。
お電話の際は、音声ガイダンスに沿って『2』を選択してください。

《今後も、順次開催予定》
日程等は、東京国税局ホームページに掲載されるほか、当お知らせでもご案内予定です。

インボイス制度の相談窓口は税務署ではありません。国税庁ホームページからご相談内容により様々な相談先を確認することができます。ぜひ一度ご覧ください。

国税庁ホームページに掲載の「インボイス制度に関する窓口一覧表」では、以下の相談先をご案内しています。

制度のご相談

国税庁インボイスコールセンター、農業等専用ダイヤルなど

補助金のご相談

サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンターなど

取引先からの代金減額・取引中止要請などについてのご相談

公正取引委員会、下請かけこみ寺窓口

経営に関するご相談

商工会または商工会議所



【掲載場所】 注目ワード ⇒ 消費税のインボイス制度 ⇒ 新着情報(2月28日)

現在の消費税 の申告 事業者登録		一般課税	簡易課税	免税事業者
登録した 事業者	売上	・インボイス(控)の保存義務 ・相手の求めに応じて発行する義務	・インボイス(控)の保存義務 ・相手の求めに応じて発行する義務	・インボイス(控)の保存義務 ・相手の求めに応じて発行する義務
	仕入	インボイスの保存が必要	インボイスの保存は不要	簡易課税を選択すれば インボイスの保存は不要
	申告	消費税の申告義務がある	消費税の申告義務がある	消費税の申告義務がある
未登録の 事業者	売上	インボイスを発行できない	インボイスを発行できない	インボイスを発行できない
	仕入	インボイスの保存が必要	インボイスの保存は不要	インボイスの保存は不要
	申告	消費税の申告義務がある	消費税の申告義務がある	消費税の申告義務はない

インボイス制度に関する一般的なご質問やご相談は、コールセンターでも受け付けています。

☎ 0120-205-553 (無料) 9:00~17:00 (土日祝除く)

令和5年分の路線価図等の公開予定日

令和5年分の路線価図等は、**7月3日(月)午前11時**に国税庁ホームページにて公開される予定です。公開初日から数日間は、アクセス集中により閲覧しにくい状態となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

今月の税理士による税金の無料相談について

こちらは、**予約制**の相談です。

場 所 **山梨県税理士会館** (甲府市中央2-11-23)

日 時 5月14日(日) 午前9時~12時

相談内容 相続税、所得税及び法人税等の相談 (相談時間は一人30分以内)

予約連絡 055-233-1318 (月曜日~金曜日の10時~16時)

相談の日に、皆様のご相談を解決するよう担当税理士が回答しますが、相談内容が複雑な場合には、後日に回答し、有料となる場合がありますのでご了承ください。

以下は、**予約不要**の相談です。

場 所 **甲府市役所** 本庁舎4階市民相談室1・2

日 時 5月9日(火) 午前10時~正午 (受付終了: 午前11時30分)

午後 1時~午後4時 (受付終了: 午後 3時30分)